

# 令和3年改正後の発信者情報開示制度 の実務上の課題について

2026年6月24日

弁護士法人英知法律事務所  
弁護士 北 澤 一 樹

# 第1 はじめに（プロバイダの立場）

- プロバイダは、権利侵害情報との関係では第三者の立場であり侵害者ではない。
- プロバイダの責任について
  - ・請求者と発信者双方から責任を追及され得る立場に立つほか、刑事上の責任（通信の秘密侵害罪）も問題となり得る。
- 非訟手続創設後、コンテンツプロバイダ（CP）とアクセスプロバイダ（AP）ともに開示請求の件数が増加し、コストやリソースの問題が生じている。
- コンテンツプロバイダ（CP）とアクセスプロバイダ（AP）とで発信者情報開示手続への対応のスタンスは異なる。

# 第1 はじめに（プロバイダの立場）

## □CPの傾向

**次の各事情から、プロバイダにおいて権利侵害が明らかであると判断できる場合を除き、侵害情報かどうかについて積極的に争う傾向にある。**

- ・ 自社サービスにおける情報が問題となっており、手続の結果により自社サービスの利用者の権利や利益を損なうおそれがある
- ・ 適切な表現の自由を確保すべきとする意識
- ・ 利用者の増加がサービスの品質向上につながる

## □APの傾向

**応訴義務に基づく主張反論は行うが、CPほど積極的に争わない傾向にある。**

- ・ CP以上に第三者性が強い（「手続に巻き込まれている」感）
- ・ 表現の自由に対する意識はCPと変わりはないが、その件数の多さからCP以上にコストやリソースの問題が生じることが多く、CPと同等以上の攻撃防御を行うことは難しいことが多い（主張内容が「裁判所の判断がないと開示はできない」という内容にとどまることもある）。

## 第2 CPの手続保障の問題

### 1 CPAP一体型手続（提供命令を経た非訟手続）においてCPの審理中にAPが先に発信者情報を開示した場合に、CPの審理が終了してしまう問題（1）

□ 次のようにCPが侵害情報について争っている途中で手続が事実上終了する事例が生じている。

#### 【事例1】

**CPの手続中にAPの審理が先行して先にAPに開示を命じる決定が発令される事例やAPが任意開示する事例**

- この場合、CPが権利侵害の明白性を争っていても、APが開示した以上「正当な理由」（法5条1項2号）を欠くとして裁判所から取下げを求められる事例が生じている。CPが取下げに同意しない場合は開示要件の一つである「正当な理由」なしを理由として権利侵害の明白性の判断がされることなく却下決定が発令されることになる。

#### 【事例2】

**請求者側が以下のような対応をすることで、CPの手続において権利侵害の明白性の判断がされないまま発信者情報が開示される事例**

- ① AP側の手続で先行して発信者情報開示を命ずる決定を得る。
- ② CP側の手続で請求者自ら「申立時は正当理由があったが現在は正当理由はなくなった」とする主張立証を行い、これにより正当理由を欠くことを理由とする却下決定を裁判所に出してもらいCP側の手続が終了する。

## 第2 CPの手続保障の問題

1 CPAP一体型手続（提供命令を経た非訟手続）においてCPの審理中にAPが先に発信者情報を開示した場合に、CPの審理が終了してしまう問題（2）

- いずれの場合もCPとしては、権利侵害の明白性を争い審理している途中で手続は強制終了し、事実上発信者の情報も開示される結果となる。
- 特定の表現についてCPが侵害情報かどうかを争っているにもかかわらず、この点の司法判断がされることなく発信者が特定されることになる（裁判所としては「正当な理由」で結論が出る以上、権利侵害の明白性について判断する必要がない。）。  
裁判所の判断を得ても結論は却下決定なので、プロバイダは異議訴訟をすることもできない（本案訴訟で争う機会がない）。
- APが争っていたとしてもCPと同等以上の主張立証をしてもらうことは現実的に困難（CP側が主張する内容をAPが主張しているとは限らない。）。
- 担当裁判官によっては問題意識を理解してCPとAPの判断を同時に行う対応をしてもらえることもあるが、制度的な担保はなく、CPの審理が強制終了する事例が複数発生している。
- もともと非訟手続が創設されたのは、本案訴訟で争う機会が担保されていることが前提だったはず。  
CPが本案訴訟で争う機会が奪われている現状は憲法上も問題があるのではないか。
- 例えば、CPAP一体型の手続については同時に裁判所の決定が出るような制度設計を検討すべきではないか。 また、APが任意開示する場合にはCPの同意を要件とすべきではないか。
- CPAP一体型手続について類似必要的共同訴訟と解することはできないか（後述）

## 第2 CPの手続保障の問題

### 2 CPAP一体型手続において認容（開示）決定が出た場合においてCPのみが異議訴訟を提起した場合に、APからは発信者情報開示がされるため、異議訴訟の実益がない問題

- 理論上はAPのみが異議訴訟を提起する場合もあり得るが、実務上は想定し難い。
- 認容決定に対してCPのみが異議訴訟を提起しAPが異議せず決定を受け入れる場合、AP側の事件は確定し発信者は特定されるため、CPにとって異議する実益が乏しい。
  - ・報告者がCP代理人をした事案で、CPAP一体型手続で異議をしたケースは非訟制度創設以降なし（内容的に異議の必要があると判断した事例でも、既に発信者が特定されており異議は断念せざるを得ない）。
- CP、APどちらか一方が異議をする場合には、他方の手続が確定しない制度にすべきではないか。
- 現在の裁判所の実務はCPAP一体型の併合事件は通常共同訴訟として整理されているが、類似必要的共同訴訟と解することはできないのか。同一表現についてCPの裁判とAPの裁判とで結論は同一であるべき（ある表現についてCP手続で適法の決定が出てもAP手続で違法の決定が出れば、当該表現をすることは違法のリスクがある以上難しいということになる）。

## 第2 CPの手続保障の問題

### 3 その他の問題（APの手続保障も関連するものも含む）

- ・ 意見照会の際に発信者から攻撃防御その他要望があった場合に、プロバイダがどこまで対応すべきか明確ではない点について
- ・ CPのみに対する開示非訟手続において申立人はいつでもCPの同意なく取下げができる点について
- ・ 異議訴訟で非訟手続（非公開審理）での相手方当事者が提出した書面（書証）を相手方当事者の同意なく提出できるか（非公開手続で提出された書面をそのまま公開手続で提出してよいか）

## 第3 事業者の負担の問題

### 1 提供命令に対する即時抗告の問題（1）

□原則的にCP等の意見聴取をせずに発令されるため、実務上、判断内容に誤りがある提供命令が発令されることが散見されている。

□例

- 個別の投稿記事のIPアドレスとタイムスタンプを記録している事例であるにもかかわらず、補充性を認定して、特定発信者情報の開示（ログイン型）を前提とした提供命令が発令される例
- 特定電気通信が認められないケース（DMのような1対1通信の事例）であるにもかかわらず、これを認定している例

□提供命令決定に対する即時抗告期間は1週間の不変期間（非訟事件手続法81条）

# 第3 事業者の負担の問題

## 1 提供命令に対する即時抗告の問題（2）

- 提供命令確定後も、申立人は取り下げ可能ではあるが（法15条4項）、以下の理由で基本的には誤った内容の提供命令決定を確定させることは避けたい
  - ・申立人が取り下げしてくれるとは限らない
  - ・確定したままであると、本来提供すべきではない情報を提供しなければならない
  - ・1号イ限定型の場合、執行文が付与され間接強制のリスクも否定できない
- ほとんどの事案では申立人に間違いを指摘すると提供命令申立てを取り下げた上で再度正しい内容の提供命令の申立てをしてくれるが、これらの対応を1週間の抗告期間内で行うことは困難であるため、**確定を防ぐために即時抗告しているのが実情**
- 執行力との関係
  - ・ある日突然裁判所から届き、1週間で確定し、提供命令の内容によっては強制執行では100万円以上の間接強制金が発生する可能性のある手続が日常的に多数発生していることの怖さ
  - ・**執行力を認めるのであれば少なくとも抗告期間を延長するなどの見直しが必要ではないか。**

## 第3 事業者の負担の問題

### 2 P2P事案の急増による事業者の負担について（1）

- 請求事案の件数のみならず **1件当たりのログの件数も膨大**である
- 現在の東京地裁知財部では裁判所が定めた審理計画に基づき審理される。  
保有確認結果を報告するまで概ね6か月程度
- 事業者側に生じているコストも大きく、誹謗中傷関連の開示請求への対応に割けるリソースもひっ迫しているのが現状である。
- **件数急増により事業者が生じているコスト等の問題を解決すべく、例えばP2P事案の発信者情報開示請求について手数料の徴収を可能とする制度を検討すべきではないか。**

# 第3 事業者の負担の問題

## 2 P2P事案の急増による事業者の負担について（2）

□手数料制度について検討すべき論点が多い

- ・前提として私法上の合意により徴収することができるか
- ・制度趣旨をどのように考えるか
- ・人格権侵害を理由とする開示請求の場合の扱いをどうするか（人格権侵害を理由とする請求に対して手数料を徴収しないとすればどのような理由、制度設計とすべきか）
- ・参考となる個人情報保護法38条はそもそも実体法上の請求権を定めたものなのか
- ・手数料請求の行使要件（ログの特定の対価とするか開示の対価とするか）
- ・手数料の金額はどのように決めるべきか
- ・認可制度とすべきではないか
- ・手数料の内容をどのように周知すべきか
- ・手数料はどのように回収すべきか

## 第3 事業者の負担の問題

### 2 P2P事案の急増による事業者の負担について（3）

#### 裁判上の請求に対しても手数料を徴収できる制度設計をすべき

- ・裁判外の請求のみ手数料を請求可能としたとしても、現在の件数に影響はないと思われる（最初から裁判上の請求がされることがほとんどである。また、判例法理も固まっているとはいえ、任意開示することも困難）。

#### 手数料制度を創設したとしても別途債権回収訴訟が必要となれば、請求者側・事業者側双方にとって望ましくない結果となる（費用対効果の問題に加え、双方にとって現在より負担が増えるだけとなりかねない）。

#### 発信者情報開示請求の要件事実として、P2P事案の請求者が手数料を納付している事実を含めるなどの整理をすべきではないか。

- ・法律上の根拠規定の創設について、必要に応じて実体法上の請求権とすることなども選択肢として検討すべきではないか。
- ・事業者（プロバイダ）側に膨大な件数のログの特定作業による負担が生じていることから、手数料支払後にログの特定作業をするといった運用が望ましいのではないか。

#### 手数料制度を認可制度とすることで金額の有効性・正当性を担保することはできないか。

## 第3 事業者の負担の問題

### 3 情報の特定や保有の有無の確認のミスの問題（1）

- 開示請求を受けたCP、APは、日常的に膨大な数のログの特定作業を行っている。
- セキュリティの関係で、開示請求事件を直接扱う法務部門がログに接することは、大規模事業者であればあるほど稀であり、社内の複数部門に渡る作業となることが多い。
- ログの特定作業は人の手によって行われている。
  - ・ 投稿者ID、IPアドレス、タイムスタンプをセットで記録しているケースは稀で、基本的に各データベースの情報を突合する作業となる
- 膨大な作業を人力で（しかも迅速性が要求されつつ）行っているため、一定の割合でミスが生じてもおかしくない状況。
- ログの特定のミスがあった場合、請求者からの損害賠償請求や間接強制申立てのリスクがある。
- 特に「保有」していないのに「保有している」と認否してしまった場合、手続内で訂正できるか不透明。決定や判決確定後にミスが発覚することもあり得る。この場合の間接強制のリスクは金額的にも重大。

## 第3 事業者の負担の問題

### 3 情報の特定や保有の有無の確認のミスの問題（2）

- 人の手による作業（しかも民間の従業員による作業）についてミスが皆無であることを前提とした制度設計の是非（もちろんミスがないに越したことはないが）。
- 事業活動に伴うコストとしてバランスがとれているのか？
- 発信者情報の保有確認に時間を要する一因にもなっている。

## 第4 発信者情報の取扱いについて

### 1 発信者情報を公表する行為について（1）

- 発信者情報開示請求により取得した発信者情報（発信者の氏名など）を公表する行為が発生している。
- 逐条解説（『情報流通プラットフォーム対処法』（第一法規、2025））139～140頁（下線は報告者追記）
  - ・ 「本条は、第5条第1項又は第2項に規定する発信者情報開示請求権の行使により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報について、法律上認められた被害回復の措置（発信者に対する損害賠償請求権の行使等）をとる目的以外の目的で用いることにより、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという民事上の義務（濫用禁止義務）を定めたものである。」
  - ・ 「発信者情報開示請求は、あくまで、特定電気通信上で加害者不明の不法行為が行われた場合に、被害者に加害者を知るための手段を提供し、被害回復を可能にするための制度であるから、それ以外の目的で開示された情報を用いて発信者の名誉権等の権利利益を侵害した場合には、不当に発信者の名誉若しくは生活の平穩を害したということになると解される。具体的には、発信者の情報をウェブページ等に掲載したり、発信者に対していやがらせや脅迫等の行為に及んだ場合が考えられる」

## 第4 発信者情報の取扱いについて

### 1 発信者情報を公表する行為について（2）

- 近時のSNS、口コミサイト、掲示板などのサービスでは特定のアカウントID（以下「ID」）を作成の上各種投稿をすることができる仕組みのものが多い。
  - ・ 特定のIDの発信者の氏名が公表された場合、そのIDによる匿名表現は今後一切できなくなる（一般に、匿名で特定のIDを継続利用する重要性はいわゆるVtuber等に限られない。一般市民も匿名で各種アカウントを匿名で長期間利用している事例は多い）。
- そもそも発信者に対する法的責任の追及のためになぜ発信者情報の公表が必要なのか？
- 特定のIDによる匿名表現を将来的に不可能（制限にとどまらない）にさせる結果を認めるべきではない（別のIDを作ればよいという問題ではないのか）。

## 第4 発信者情報の取扱いについて

### 2 開示された発信者情報が第三者に提供された場合の問題

- 現行法下では、開示された発信者情報が第三者に提供された場合、**提供先の第三者による当該発信者情報の利用について規制がない状況となっている**  
（法7条の義務の主体は「第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者」とされている。）。
- 開示請求をし発信者Cの氏名等の情報の開示を受けたAが、第三者Bに発信者情報を提供し、Bが当該発信者情報を利用してCに対して法的措置（自身に対する名誉毀損を理由とする損害賠償請求等）をとることを許容してよいのか？

## 第5 まとめ

### ●発信者情報開示制度が「被害者救済制度」と呼ばれていることについて（1）

- 発信者情報開示請求は誹謗中傷の被害者救済のための重要な手段である。
- 一方で注意すべきは、開示請求者が「被害者」かどうかは、権利侵害の明白性などの審理を試みなければわからないという点にある。
- 意見照会を通じて自身の投稿について開示請求がされていることを知ると、投稿内容に問題がないにもかかわらず自主的に削除してしまう事例も多い。
- 被害者救済手段であるとともに、意見が対立する者への攻撃・威嚇手段にもなっている（SNSで相手に「開示するぞ」と警告する場面の増加）。
- 発信者情報開示制度は小学生にも周知されている制度となった。
  - ・「流行ランキング2025（進研ゼミ小学講座調べ）」で「開示だな」が「ふざけて失敗したとき、イヤなことを言われたとき」に使う言葉としてランクイン。  
<https://benesse.jp/kosodate/202512/20251219-1.html>

## 第5 まとめ

### ●発信者情報開示制度が「被害者救済制度」と呼ばれていることについて (2)

- 発信者情報開示命令申立ての認容率について
  - ・CP側担当案件のうちログ件数101件（※）のうち認容件数37件  
（※）発信者情報を保有しておらず取下げとなったものを除く。
  - ・取下げや却下された事案でも、意見照会を通じた萎縮効果が発生している点は無視すべきではない。
- 被害者側の権利利益と発信者側の権利利益（表現の自由・プライバシー・通信の秘密など）とのバランスを常に意識すべき。

ご清聴ありがとうございました